

# 建設工事の入札制度に係る説明会 資料

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 契約部説明

- ・ 総合評価方式の見直し（案）
- ・ 現場代理人の常駐義務の緩和
- ・ 総合評点の見直し
- ・ 条件付き一般競争の入札参加条件に係る総合評点の上限設定（試行）
- ・ 設計金額 500 万円未満の工事での条件付き一般競争入札の適用（試行）

### 3. 閉会

平成 30 年 1 月 23 日  
下関市契約部契約課

# 1. 総合評価方式の見直しについて

## 検討経過・今後の予定

- 平成29年 5月 下関市土木建築協同組合陳情書提出
- 8月 下関市商工会（建設業者）との意見交換会  
下関商工会議所（建設部会）との意見交換会
- 11月 下関市公共工事改革推進委員会幹事会
- 12月 下関市公共工事改革推進委員会  
下関市総合評価審査委員会
- 平成30年 1月 見直し【案】の決定
- 2月 下関市入札監視委員会  
(地方自治法施行令第167条の10の2第4項の  
規定に基づく学識経験者からの意見聴取)
- 3月 関係要領等の改正
- 4月 新制度施行

(1) 総合評価方式の適用に関する具体的運用基準の見直し【案】

① 総合評価方式の適用基準

設計金額	総合評価方式の型式
原則 7 0 0 0 万円以上 5 億円未満	特別簡易型
原則 5 億円以上	簡易型（技術的工夫の余地が大きい場合は、標準型を適用。）

② 具体的運用基準の見直し

	現在	見直し【案】
営繕系 工事	<p><b>【3000 万円以上 7000 万円未満】</b></p> <p>原則として、総合評価方式は適用しない。ただし、技術的工夫の余地が大きく、下関市総合評価審査委員会において、総合評価方式を適用することが適当とされた工事については、特別簡易型を適用する。</p>	<p><b>【3000 万円以上 5000 万円未満】</b></p> <p><u>原則として、総合評価方式は適用しない。</u>ただし、技術的工夫の余地が大きく、下関市総合評価審査委員会において、総合評価方式を適用することが適当とされた工事については、特別簡易型を適用する。</p>
土木系 工事	<p><b>【3000 万円以上 5000 万円未満】</b></p> <p>原則として、総合評価方式は適用しない。ただし、技術的工夫の余地が大きく、下関市総合評価審査委員会において、総合評価方式を適用することが適当とされた工事については、特別簡易型を適用する。</p> <p><b>【5000 万円以上 7000 万円未満】</b></p> <p>災害復旧工事など緊急な工事着手が必要な工事を除き、設計金額 5000 万円以上の工事については、特別簡易型を適用する。</p> <p>緊急な工事着手が必要な工事のうち、災害復旧工事以外の工事については、下関市総合評価審査委員会において、総合評価方式の適用を審議する。</p>	<p><b>【5000 万円以上 7000 万円未満】</b></p> <p><u>災害復旧工事など緊急な工事着手が必要な工事を除き、設計金額 5000 万円以上の工事については、特別簡易型を適用する。</u></p> <p>緊急な工事着手が必要な工事のうち、災害復旧工事以外の工事については、下関市総合評価審査委員会において、総合評価方式の適用を審議する。</p>

## (2) 評価項目の見直し【案】

### ① 評価項目「過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点」の見直し

- 建築一式工事の場合、過去4年間の平均点を評価する。
- 評価基準の点数の区切りについて、優良工事事業者表彰制度（1号該当は80点以上）や指名停止等措置における粗雑工事（60点未満で改善計画書の提出がない場合等）との整合を図り、1点ずつ引き下げる。ただし、過去の平均点の分布状況に基づき、必要な場合は見直すものとする。
- 平均点が59点以下の評価点を、特別簡易型の場合は-0.5点、標準型・簡易型の場合は-1点とする。

#### 現行

評価の細目	評価基準	評価点（配点）		
		特別簡易型	簡易型	標準型
過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	81点以上	2	4	4
	76点以上、80点以下	1.5	3	3
	71点以上、75点以下	1	2	2
	66点以上、70点以下	0.5	1	1
	61点以上、65点以下、又は実績なし	0	0	0



#### 見直し案

評価の細目	評価基準	評価点（配点）		
		特別簡易型	簡易型	標準型
過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	80点以上	2	4	4
	75点以上、79点以下	1.5	3	3
	70点以上、74点以下	1	2	2
	65点以上、69点以下	0.5	1	1
	60点以上、64点以下、又は実績なし	0	0	0
※建築一式工事の場合は、過去4年間の平均点とする。	59点以下	-0.5	-1	-1

② 評価項目「男女共同参画に関する取組 (=女性技術者の雇用)」の見直し

- これまで企業の地域貢献度で評価していた「男女共同参画に関する取組」を、企業の技術力において、「担い手確保の取組」として、女性技術者の雇用及び若手技術者の雇用を評価するよう改める。

現行

【地域貢献度】

評価の細目	評価基準	評価点 (配点)		
		特別簡易型	簡易型	標準型
男女共同参画に関する取組	女性の技術者を雇用している	1	1	—
	雇用していない	0	0	—



見直し案

【企業の技術力】

評価の細目	評価基準	評価点 (配点)		
		特別簡易型	簡易型	標準型
担い手確保の取組	A及びBの両方に該当する	1	1	—
	A又はBのいずれか1項目に該当する	0.5	0.5	—
	A及びBのいずれにも該当しない	0	0	—
A 若手技術者の雇用	満35歳未満の若手技術者を雇用している			
B 女性技術者の雇用	女性の技術者を雇用している。			

(備考)

若手技術者・女性技術者について

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する者とし、3か月以上雇用している場合に評価する。

③ 評価項目「過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無」の見直し

- 特別簡易型及び簡易型については、評価点を2点から1点に引き下げる。

現行

【企業の技術力】

評価の細目	評価基準	評価点（配点）		
		特別簡易型	簡易型	標準型
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	指定金額以上の施工経験あり	2	2	2
	指定金額の2分の1以上の施工経験あり	1	1	1
	指定金額の2分の1以上の施工経験なし	0	0	0



見直し案

【企業の技術力】

評価の細目	評価基準	評価点（配点）		
		特別簡易型	簡易型	標準型
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	指定金額以上の施工経験あり	1	1	2
	指定金額の2分の1以上の施工経験あり	0.5	0.5	1
	指定金額の2分の1以上の施工経験なし	0	0	0

#### ④ 評価項目「障害者の雇用状況等」の見直し

- これまでの「障害者の雇用」、「更生保護の協力雇用主登録」及び「消防団協力事業所の登録」の3項目に、新たに「やまぐち男女共同参画推進事業者の認証」及び「地域貢献活動の実績」2項目を加える。
- 評価項目（細目）の名称を「障害者の雇用状況等」から「その他の取組」に改める。

#### 現行

評価の細目	評価基準	評価点（配点）		
		特別簡易型	簡易型	標準型
障害者の雇用状況等	A～Cのいずれか2項目以上に該当する	2	2	—
	A～Cのいずれか1項目に該当する	1	1	—
	A～Cのいずれにも該当しない	0	0	—
A 障害者の雇用状況	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務があり法定雇用率以上の雇用がある。又は、報告義務がなく1名以上雇用している。			
B 更生保護の協力雇用主登録	更生保護の協力雇用主の登録がある			
C 消防団協力事業所の登録	消防団協力事業所の登録がある			



#### 見直し案

評価の細目	評価基準	評価点（配点）		
		特別簡易型	簡易型	標準型
その他の取組	A～Eのいずれか2項目以上に該当する	2	2	—
	A～Eのいずれか1項目に該当する	1	1	—
	A～Eのいずれにも該当しない	0	0	—
A 障害者の雇用状況	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務があり法定雇用率以上の雇用がある。又は、報告義務がなく1名以上雇用している。			
B 更生保護の協力雇用主登録	更生保護の協力雇用主の登録がある			
C 消防団協力事業所の登録	消防団協力事業所の登録がある			
D やまぐち男女共同参画推進事業者の認証	やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けている			
E 地域貢献活動の実績	過去1年間に、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある			

## 平成29年度 落札者決定基準一覧

評価項目	細目		特別簡易型				簡易型		標準型		
			施工実績型		地域型		配点	換算値	配点	換算値	
			配点	換算値	配点	換算値					
企業の技術力	簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	工程管理	-	-	-	-	2	-	-	
		品質管理									
		その他配慮すべき事項									
		工事全般の施工計画	-	-	-	-	2	-			
	配点合計		-	-	-	-	4	10	-	-	
	高度な技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	-	-	-	-	-	-	12	-
			工事目的物の性能・強度等								
			社会的要請								
		工事全般の施工計画	-	-	-	-	-	-	4		
	配点合計		-	-	-	-	-	-	16	20	
	企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事(公共工事)の施工実績の有無		2	2	2	2	2	2		
		過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点(同種工種)の平均点		2	2	4	4	4			
		過去2年間の指名停止措置の有無		(-1) 0	(-1) 0	(-1) 0	(-1) 0	(-1) 0			
		過去3年間の優良工事表彰の有無		1	-	1	1	1			
		ISO9001,ISO14001の取得状況、環境への配慮(エコマネジメント等)		1	-	1	1	1			
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況		1	-	1	1	1			
		配点合計		7	5	4	3	9	5	9	5
	配置技術者の能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		2	2	2	2	2			
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無		2	2	2	2	2					
告示前1年間の継続学習(CPD)の取組状況		1	-	1	1	1					
技能士等の活用		1	-	1	1	1					
配点合計		6	4	4	2	6	4	6	5		
企業の地域貢献度	地域精進度	地理的条件	-	3	-	-	-				
	地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	1	1	1	1	-				
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	1	1	1	1	-				
		障害者の雇用状況等	2	2	2	2	-				
		A 障害者の雇用状況	-	-	-	-	-				
		B 更生保護の協力雇用主登録の有無									
	C 消防団協力事業所の登録の有無										
男女共同参画に関する取組	1	1	1	1	-						
配点合計		5	1	8	5	5	1	-	-		
加算点(満点)				10	10		20		30		

## 平成30年度 落札者決定基準一覧【案】

評価項目	細目		特別簡易型				簡易型		標準型			
			施工実績型		地域型		配点	換算値	配点	換算値		
			配点	換算値	配点	換算値						
企業の技術力	簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	工程管理					2		-		
			品質管理									
			その他配慮すべき事項									
		工事全般の施工計画						2				
	配点合計		-	-	-	-	4	10	-	-		
	高度な技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト								12	
			工事目的物の性能・強度等									
			社会的要請									
		工事全般の施工計画									4	
	配点合計・換算値計		-	-	-	-	-	-	16	20		
	企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事(公共工事)の施工実績の有無	2		2		2		2		2	
		過去2年間※1の下関市発注工事における工事成績評定点(同種工種)の平均点	2		2		4		4		4	
		過去2年間の指名停止措置の有無	(-1)0		(-1)0		(-1)0		(-1)0		(-1)0	
		過去3年間の優良工事表彰の有無	1		-		1		1		1	
		ISO9001,ISO14001の取得状況、環境への配慮(エコマネジメント等)	1		-		1		1		1	
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況	1		-		1		1		1	
		配点合計		7	5	4	3	9	5	9	5	
	配置技術者の能力及び担い手確保の取組について	主任(監理)技術者の保有する資格	2		2		2		2		2	
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無	1		1		1		1		2	
		告示前1年間の継続学習(CPD)の取組状況	1		-		1		1		1	
技能士等の活用		1		-		1		1		1		
担い手確保の取組		1		1		1		1				
A 若手技術者の雇用												
B 女性技術者の雇用												
配点合計		6	4	4	2	6	4	6	5			
企業の地域貢献度	地域精通度	地理的条件	-		3		-		-			
	地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	1		1		1		-			
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	1		1		1		-			
		その他の取組	2		2		2		-			
		A 障害者の雇用状況										
		B 更生保護の協力雇用主登録										
		C 消防団協力事業所の登録										
		D やまぐち男女共同参画推進事業の認証										
E 地域貢献活動の実績												
配点合計		4	1	7	5	4	1	-	-			
加算点(満点)			10	10		20		30				

※1 建築一式工事の場合、過去4年間の平均点とする。

※山口県のホームページより

## やまぐち男女共同参画推進事業者 募集要項

### 1 趣 旨

社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図るため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者や団体等（以下「事業者」という。）を募集し、「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証して、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く県民等に紹介します。

### 2 対 象

山口県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業者を対象とします。

### 3 認証要件

次の2項目のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 男女共同参画に関する次のいずれかの取組を行っていること。

《取組の分野》

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援        | } (ワーク・ライフ・バランス) |
| ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくり      |                  |
| ハ 女性の能力の活用 (ポジティブ・アクション) |                  |
| ニ その他の働く場における男女共同参画の推進   |                  |

※ 取組の具体例 (一例) は別紙参照

- (2) 法令に違反する重大な事実がないこと。



やまぐち男女共同参画推進事業者シンボルマーク

### 4 申請方法

申請書 (別紙様式 1) に必要事項を記入し、取組の内容が分かる資料を添付のうえ、下記 8 の申請先まで、郵送又は持参により提出してください。なお、申請書は、県のホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/support/about.html>)

### 5 審査等

- (1) 申請のあった事業者について、要件審査を行い、認証の可否を決定します。なお、必要に応じて実地調査を行う場合があります。
- (2) (1)の結果については、速やかに申請者に通知します。認証の決定を受けた事業者 (以下「認証事業者」という。) には、やまぐち男女共同参画推進事業者認証書 (シンボルマーク入り) を交付します。
- (3) 認証事業者は、広告や名刺等に、やまぐち男女共同参画推進事業者であることや、やまぐち男女共同参画推進事業者シンボルマークを表示することができます。
- (4) 認証の有効期間は、認証日から起算して 3 年間となります。なお、有効期間の満了の日以前に、認証事業者から辞退の届出 (別記様式 5) がない場合は、自動更新します。

## 6 支援内容

県は、認証事業者に対し、下記に掲げる支援を行います。

### ① 広報による支援

事業者名や取組内容などを、次の手段により積極的に広報します。

- 取組事例集、リーフレット等の作成
- ホームページでの紹介
- 大学・高校やハローワーク等各種就職支援窓口への情報提供
- 県の各種広報媒体を活用したPR 等

### ② 活動支援

情報誌の発行等により、男女共同参画に関する各種情報の提供を行います。

あわせて、既存の県事業等を活用して、次の支援も行います。

- 男女共同参画に関する学習会等への講師の派遣
- 啓発図書・ビデオ等の貸出
- アドバイザーの派遣 等

### ③ 入札評価による支援

県の政策入札制度の「優先指名<sup>ぬ</sup>」の評価項目の一つとして、認証事業者を採用します。（県内に本店を有する事業者に限ります。）

ぬ 「業務委託」に係る指名競争入札において、入札参加者を指名する際に、政策入札制度の登録事業者から2分の1以上を優先指名します。

また、予定価格が20万円を超える見積もり合わせでは、見積依頼先に政策入札制度の登録事業者を一者以上含めます。 ㊟ 指名を確約するものではありません。

建設工事等競争入札参加資格審査評価項目の一つとして、認証事業者を採用します。（県内建設業者、測量、建設コンサルタント等業者で山口県内に事業所を有する者に限ります。）

ぬ (A)「一般事業主行動計画の策定・届出」は行っていないが、(B)「やまぐち男女共同参画推進事業者の認証」は受けている者を評価するものです。なお、(A)(B)どちらの要件も満たしている場合については、(A)のみの加点となります。

➤ 上記の外に、商工中金による、認証事業者を応援する「優遇融資制度（運転資金・設備資金）」があります。ぬ

ぬ ① 別途、商工中金による審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。

② 詳細については、商工中金下関支店(Tel. 0832-23-1151)又は徳山支店(Tel. 0834-21-4141)に直接お尋ねください。

## 7 取組状況の変更届出

- (1) 取組の内容に変更があった場合は、速やかに変更届出書(別記様式3)に必要事項を記入し、下記8の申請先まで、郵送又は持参により提出してください。なお、変更届出書は、県のホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/support/about.html>)

- (2) (1)の報告等により、認証を継続することが不相当と判断した場合には、認証を取り消すことがあります。

## 8 申請先及び問い合わせ先

② 申請書は郵送又は持参により提出してください。

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部 男女共同参画課

電話：083-933-2630

FAX：083-933-2639

電子メール：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/index/>

### 取組の具体例（一例）〔「3 認証要件の(1)」関連〕

※ 詳しくは「取組内容チェックシート」でご確認ください。

<b>イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場づくりのための研修を実施している。</li><li>○ 一般事業主行動計画を策定している（従業員が100人以下の事業所に限る。）。</li><li>○ 働きながら子育て・介護ができる就業環境を整備している。 《例 示》<ul style="list-style-type: none"><li>・ 短時間勤務制度やフレックスタイム制度など、仕事と家庭・地域生活とのバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度の整備と利用の奨励</li><li>・ 育児・介護休業が取得しやすい職場環境づくりの推進（育児休業者の代替要員の確保、男性職員の育児休業取得率目標値の設定等）</li><li>・ 法を超える育児・介護休業制度の設定</li></ul></li><li>○ 育児・介護等で休職中の職員に対し、円滑な職場復帰に向け、情報提供等を定期的に行っている。</li><li>○ 結婚・育児・介護等でいったん退職した人を再雇用する制度を設けている。 など</li></ul>
<b>ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 半日単位、時間単位で有給休暇が取得できる。</li><li>○ 休暇の取りやすい雰囲気づくりなど、年次有給休暇の取得を促進している。</li><li>○ ノー残業デー設定や長時間労働を少なくする意識啓発など、所定外労働の削減の取組を行っている。</li><li>○ セクシュアル・ハラスメント防止について、独自の対応マニュアルの作成や、研修制度を設けているなど、積極的に取り組んでいる。</li><li>○ 職場環境づくりのための研修やアンケートを定期的実施している。</li><li>○ 地域活動参加等のための特別休暇制度を設けている。 など</li></ul>
<b>ハ 女性の能力の活用</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 職務のレベルアップや新たな職務へのチャレンジのための研修や資格取得の支援を行っている。</li><li>○ 管理職・役員への女性の登用に積極的に取り組んでいる。</li><li>○ これまで女性がいない、又は、少なかった職場や職種への女性の配置や、女性の採用拡大などに取り組んでいる。</li><li>○ 人事評価・昇進・昇格等の基準を職員に明確にしている。 など</li></ul>
<b>ニ その他の働く場における男女共同参画の推進</b>	<p>イ～ハ以外のもので「県男女共同参画基本計画」の重点項目の推進に資するもの全般</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ パート職員から正職員への積極的な取組を行っており、実際に正職員に転換した職員がいる。</li><li>○ 再就職の受入制度を整備し、積極的に受入を行っている。 など</li></ul>

## 平成29年度 しものせき美化美化(ぴかぴか)大作戦参加募集要領

### 1. 目的は

「しものせき美化美化(ぴかぴか)大作戦」として、地域住民が行う美化清掃活動を支援し、「かいてき・すてき・しものせき」の実現を目指します。

### 2. 実施(美化清掃活動)期間は

平成29年5月1日(月)から平成30年2月28日(水)まで

### 3. 対象は

- |           |  |
|-----------|--|
| 1) 実施する団体 | 自治連合会、自治会、学校、ボランティア団体、企業など                         |
| 2) 実施する場所 | 道路、公園、河川、海浜などの公共用地<br>※公共用地以外(例：私有地等)を含むと対象となりません。 |

### 4. 参加申込方法は

- |         |  |
|---------|--|
| 1) 申込期限 | 平成30年2月23日(金)まで(必着)                                    |
| 2) 申込方法 | 「しものせき美化美化(ぴかぴか)大作戦 参加登録申込書」を、<br>美化清掃活動の実施前に提出してください。 |
| 3) 提出方法 | 郵送、ファクス、e-mail、または持参                                   |
| 4) 提出先  | 環境部クリーン推進課、または各総合支所(菊川・豊田・豊浦・<br>豊北総合支所) 市民生活課         |

### 5. 活動支援の内容は

- |           |   |
|-----------|---|
| 1) ごみ袋の提供 | ごみ袋は100袋、450袋の必要数を提供します。<br>(100袋は収集用、450袋は集めた後にごみを再分別する際<br>に、ご使用ください。)  |
| 2) 軍手の提供  | <b>軍手は1回の活動の最大予定人数分を提供します。</b><br><b>ただし、1団体100双まで。</b><br>(1回の活動の最大参加人数が300人を超える団体は200<br>双まで、自治連合会は参加自治会ごとに100双まで、<br>学校は児童・生徒数分のみ。)<br><b>※軍手は繰り返しお使いください。</b> |

**※ごみ袋・軍手はクリーン推進課または、各総合支所(菊川・豊田・豊浦・豊北総合支所)での配布となります。支所での配布はできません。**  
**また、即日配布はできませんので、受領希望日の1週間前程度、余裕を持ってお申込みください。**

**裏面へ**

### 3) ごみの収集

収集が必要な場合は、環境部クリーン推進課（総合支所管内は、各総合支所【菊川・豊田・豊浦・豊北総合支所】市民生活課）に「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」を事前に提出してください。

※ごみの収集は、活動日から5日程度かかりますので、集積場所については地域の方とご相談等してご注意ください。

※分別した袋ごとに収集しやすい場所に集積してください。  
（収集車が横付けできない場所等では収集できない可能性があります。）

※清掃ごみと分かるように団体名の書かれた張り紙等をして集積してください。

### 4) 市民活動保険の適用

5人以上で参加した場合、市民活動保険が適用されます。ただし、報償費等一部費用が支払われている場合や学校管理下で行われる活動、企業の社会貢献活動など、保険の適用が受けられない場合があります。詳細やご不明な点については、しものせき市民活動センター（TEL 231-1826）までお問い合わせください。

## 6. 実績報告は

### 1) 実績報告

「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦 活動実績報告書」を提出してください。

また、可能であれば、活動状況の写真もあわせて提出してください。（選定したものをホームページ等で活用させていただきたいので、ご協力をお願いします。）

### 2) 提出期限

最終の活動終了後30日以内または平成30年3月9日（金）の何れかの早い日

### 3) 提出方法

郵送、ファクス、e-mail、または持参

## 7. 書類の提出先及び問合せ先

環境部クリーン推進課

〒751-0847 下関市古屋町一丁目 18-1

TEL：252-7165 FAX：252-1956

e-mail：[pikapika@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:pikapika@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

# しものせき美化美化(ぴかぴか) キャンペーンのご案内

多数の観光スポットがある姉妹都市ひろばから海峡ゆめ広場までを清掃し、観光客の方々を気持ちよくお迎えする準備をしましょう！

また、同日、竹崎町から唐戸の国道9号沿線にある花壇にて『「海峡花通り」下関花いっぱい計画』による花苗の植え付けが実施されます。花壇周辺の清掃を通じ、ぴかぴかで花いっぱいの、より一層美しい下関を目指しましょう！

## 記

1. 開催日時 平成29年 6月 4日(日) 9:00~10:45  
※雨天中止
2. 清掃範囲 姉妹都市ひろば~海峡ゆめ広場(裏面参照)  
※当日は3つのグループに分かれて清掃を行います。
3. 集合場所 姉妹都市ひろば(赤間神宮前)
4. スケジュール
 

午前 8 時30分~	受付開始
午前 9 時00分~	開会式
午前 9 時10分~	出発
午前10時40分(予定)~	閉会式
5. 解散場所 海峡ゆめ広場
6. 参加申込 「しものせき美化美化(ぴかぴか)キャンペーン申込書」に必要事項をご記入のうえ、5月15日(月)までに、ファクス、郵送、Eメールまたは持参にてクリーン推進課へご提出ください。(必着)  
(連絡先は裏面参照)

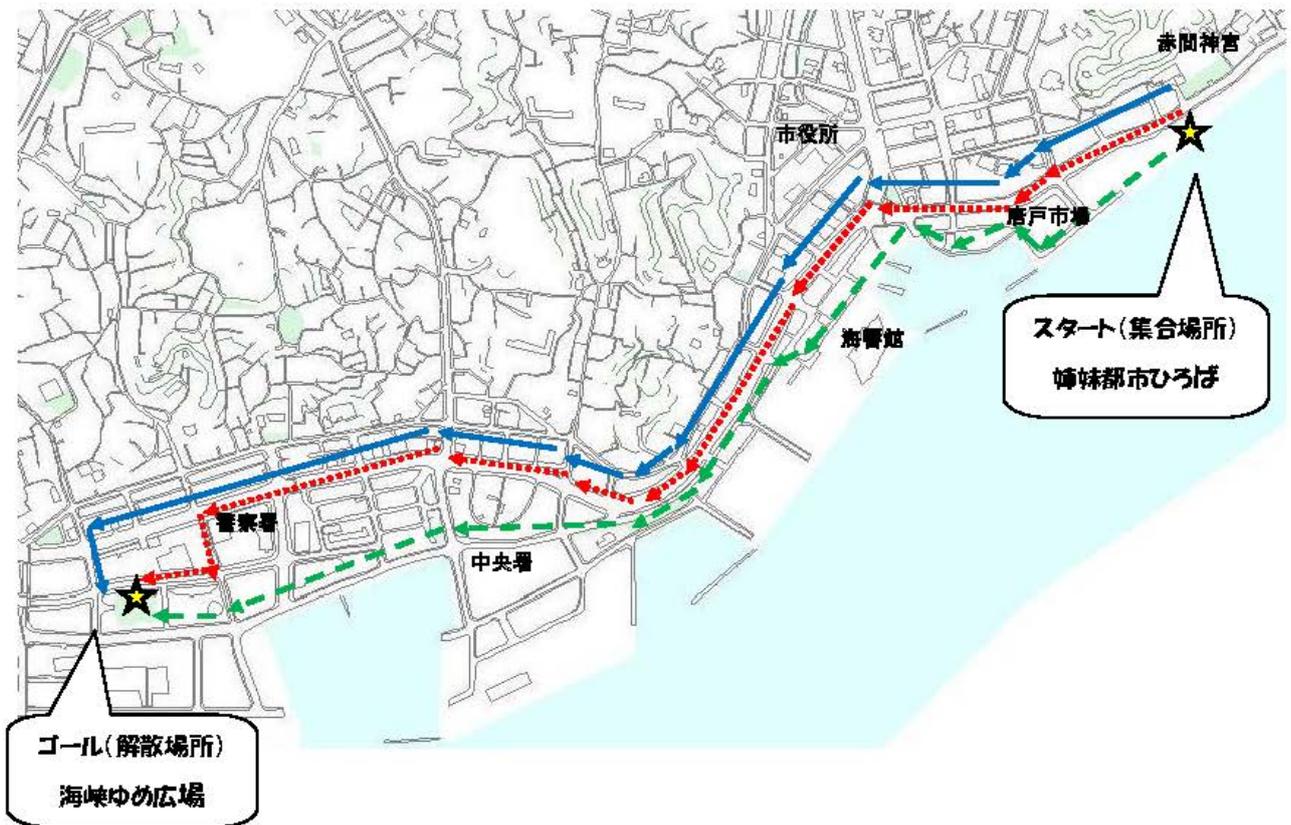
**裏面へ**

7. その他

- ・当日は、清掃用の軍手と袋をご用意いたします。
- ・駐車スペースはご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

竹崎町から唐戸の国道9号沿線の花壇では、ボランティアの方々によって、花が育てられており、花壇ごとにご登録をいただいております。まだ登録が行われていない花壇では、随時募集を行っていますので、詳細については下関21世紀協会(Tel. 223-2001)へお問い合わせください。

🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸  
○清掃場所周辺図(略図)



お問い合わせ

〒751-0847 下関市古屋町一丁目18-1

下関市環境部クリーン推進課 電話：252-7165 FAX：252-1956

メール：pikapika@city.shimonoseki.yamaguchi.jp



## 地域貢献活動の評価に関する留意事項【案】

- ① 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から公告の日の間）において、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動のいずれかについて評価する。

なお、個人としての活動は評価しない。

- ② 上記活動実績に関する必要事項を所定の様式に記入するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、公的機関が証明する資料を添付すること。

※1 しものせき美化美化大作戦などで、市役所内で参加実績が確認できるときは、公的機関が証明する資料の添付について、省略を認める場合有り。

※2 公的機関の証明は、施設管理者又はボランティア行事を主催する自治体等の担当課長等による証明。

※3 様式案については、18ページ参照。

地域貢献活動に関する様式【案】

第〇号様式

地域貢献活動実績

工 事 名： \_\_\_\_\_  
 商号又は名称： \_\_\_\_\_

地域活動の種類	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動の場所	
活動の内容 <small>(具体的に記述すること)</small>	

ボランティア活動実績証明書

企業名	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動場所	
活動内容	

( 企業名 ) 様

貴社は、上記のとおりボランティア活動を実施したので、これを証明します。

証 明 日： 年 月 日

施設管理者名：

職 名：

氏 名：

印

## 2. 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務の緩和について、次のとおり兼務の要件を緩和するもの。

項目	旧（現行）	新（改正後）
兼務件数	2件まで ただし、請負金額130万円以下の工事等の場合は3件まで可	<u>3件まで</u> ただし、請負金額130万円以下の工事等の場合は <u>4件</u> まで可
工事間の移動距離	10km以内	<u>20km程度</u> 以内

（施行日）

平成30年4月1日

## 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領【改正案】

※波線は改正予定箇所

(趣旨)

第1条 この要領は、工事請負契約書（下関市工事執行規則（平成17年規則第235号）（以下「規則」という。）様式第1号に規定する工事請負契約書をいう。）第10条第3項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書又は工事記録等の書面により明示することとする。

3 第1項に規定する期間のほか、第4条の規定により他の工事との兼務を認められた工事に常駐している場合は、当該他の工事について常駐義務を緩和するものとする。

(兼務の対象工事)

第3条 現場代理人の兼務を認める対象工事は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 兼務しようとする工事が、全て下関市発注工事（上下水道局発注工事及びボートレース企業局発注工事を含む。）であること。ただし、現場説明書に現場代理人の兼務の対象工事であることが記載されたものに限る。
- (2) 同一の現場代理人が兼務できる工事は、3件（請負金額が130万円以下の工事又は災害復旧工事を含む場合は、4件）までとすること。ただし、市長が必要と認める場合はその限りでない。
- (3) 兼務に係るそれぞれの工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。

(4) 対象工事間の移動距離が20km程度以内であること。

2 同一敷地内における関連工事又は隣接する現場（50m以内）の関連工事については1件の工事とみなし、現場代理人を兼務することができるものとする。

（兼務を認める条件）

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

(1) 発注者と常に連絡がとれる体制が確保されていること。

(2) 第2条第1項に該当する場合を除き、兼務しようとするいずれかの工事現場に必ず常駐していること。

(3) 不在時対応者を配置し、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

（兼務の手続き）

第5条 受注者は、前条の規定により現場代理人の職務を兼ねさせようとするときは、現場代理人兼務届（別記様式）を、当該工事の請負契約締結事務を担当する課（以下「契約担当課」という。）に提出しなければならない。この場合において、契約担当課は、現場代理人兼務届が提出された旨を、当該兼務に係る工事を担当する課（以下「工事担当課」という。）に通知するものとする。

（兼務に係る現場代理人の変更等）

第6条 受注者は、前条の規定により届け出た現場代理人を、第3条又は第4条の規定により兼務が認められなくなったときその他やむを得ない理由により変更しようとするときは、あらかじめその旨を、当該兼務に係る現場代理人を変更しようとする工事に係る工事担当課に書面により通知しなければならない。この場合における通知書は、規則様式第5号を準用する。

2 前項の規定による通知を受けた工事担当課は、その旨を契約担当課に通知するものとする。

（現場代理人の兼務の取消し等）

第7条 現場代理人を兼務することにより、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったとき若しくは不良な工事となる恐れがあると認められるときは、発注者は、当該現場代理人の兼務の取り消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行う。

### 3. 総合評点の見直しについて

#### ① 総合評点の算出方法（概要）

経営事項審査の総合評定値通知書による総合評定値（P点）（＝客観的点数）に主観的審査事項点数（＝主観的点数）を加えて得た点数を下関市建設工事競争入札参加者総合評点（以下「総合評点」という。）とする。

**総合評点**＝総合評定値通知書の総合評定値（客観的点数）＋主観的点数

$$\text{主観的点数} = \text{客観的点数} \times \left( \frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right) + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

今回の見直し箇所

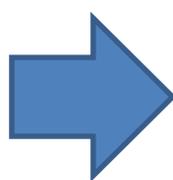
※算出方法の詳細は「下関市建設工事競争入札参加者総合評点について」のとおり。

#### ② 主観的点数に係るその他の項目の見直し

I S O取得の項目（最大20点）を削除するもの。

（現行）

主観的点数	その他の項目
	I S O取得



（改正後）

主観的点数	[ ]
	[ ]

（改正理由）

- I S Oの取得状況については、客観的点数（総合評定値通知書の総合評定値）においても評価されているため。
- 総合評価方式においても、I S Oの取得状況进行评估しているため。

（施行日）

平成30年4月1日

下関市建設工事競争入札参加者総合評点について【改正前】

1. 総合評点の算出方法

経営事項審査の総合評定値通知書による総合評定値（P点）（＝客観的点数）に主観的審査事項点数（＝主観的点数）を加えて得た点数を下関市建設工事競争入札参加者総合評点（以下「総合評点」という。）とする。

$$\begin{aligned} \text{主観的点数} = & \text{客観的点数} \times [ (\text{工事成績評点①} \div 200) + (\text{指名停止状況評点②} \div 50) ] \\ & + \text{その他の項目に係る評点の合計③} \end{aligned}$$

（小数点以下第1位を四捨五入）

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者については、総合評定値通知書の総合評定値（P点）（＝客観的点数）を総合評点とする。

主観的審査事項は次に掲げる①～③のとおりとする。

①工事成績評点

工事発注年度の直近4年度において、下関市契約部、下関市上下水道局及び下関市ポートレース企業局の発注工事のうち請負金額500万円以上のものについて完成検査成績点数を合算し、当該業者が施工した工種別工事の平均成績評点数（小数点以下第1位を四捨五入）を算出。

請負金額500万円以上の工事实績がない業者は、平均成績評点を60点とする。

平均成績評点	50 未満	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
工事成績評点	-15	-11	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0

平均成績評点	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
工事成績評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	13	15

平均成績評点	73	74	75	76	77	78	79	80 以上
工事成績評点	17	19	22	25	28	31	34	40

② 指名停止の状況

工事発注年度の直近2年度において指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示すとおり指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。ただし、付与の下限については-10点とする。

指名停止期間	2月未満	2月以上 4月未満	4月以上 6月未満	6月以上
指名停止状況評点	-1	-2	-3	-4

③ その他の項目

I S Oの取得状況

下記に係る項目に該当する場合について、それぞれに定める評点を付与する。

ア 本店又は市内のいずれかの営業所等(市内に本店があるものに限る)において I S O9001に係る認証を取得しているもの(登録業種に係るもの) ……10点

イ 本店又は市内のいずれかの営業所等(市内に本店があるものに限る)において I S O14001に係る認証を取得しているもの(登録業種に係るもの) ……10点

## 4. 条件付き一般競争入札の参加条件に係る総合評点の上限設定(試行)について

条件付き一般競争入札について、現在、入札参加条件に係る総合評点は、設計金額にかかわらず、下限となる点数のみを設定しているが、試行的に、上限を設定するもの。

### ① 対象工種

- ・ 土木一式
- ・ 建築一式

### ② 対象工事（設計金額）

設計金額 2, 000 万円未満

### ③ 総合評点の設定例

競争入札 参加資格	工種	土木一式工事
	総合評点	500点以上 <u>750点未満</u>

※上記は例であり、実際の下限及び上限の点数は、平成30年4月以降に総合評点の分布状況を勘案して決定します。ただし、競争性の確保を図るため、工事の特性等によっては個別に下限及び上限の点数を設定する場合があります。

(施行日)

平成30年4月1日

## 5. 設計金額500万円未満の工事での条件付き一般競争入札の適用(試行)について

これまで指名競争入札を適用していた設計金額130万円超500万円未満の工事において、試行的に、条件付き一般競争入札を適用するもの。

### ① 現在の設計金額別の入札・契約方法

設計金額	契約方法	落札者決定方式	
		500万円以上	条件付き 一般競争入札
	原則7千万円未満	価格競争	
500万円未満 130万円超	指名競争入札	価格競争	
130万円以下	随意契約	価格競争	

### ② 試行対象

次の工事から契約課長が選定した工事。

- ・設計金額：130万円超 500万円未満
- ・工種：全ての工種

### ③ 条件付き一般競争入札を試行する場合の入札参加条件の概要

地域条件：原則として下関市内に本店がある者とする。必要に応じてさらに詳細な地域条件を設ける。(例：山陰地区など)

総合評点：下限及び上限を設定。(例：500点以上700点未満など)

施工実績：過去の施工実績は、特に必要な場合を除き、求めない。

(施行日)

平成30年4月1日